

令和3年1月14日  
(公財)北九州観光コンベンション協会

## 西日本総合展示場・北九州国際会議場にかかる利用条件について

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴う、「北九州市施設・イベントに関する基本方針(令和3年1月14日改訂版)」を受けて、西日本総合展示場・北九州国際会議場施設再開にかかる利用条件について、次のとおり改定いたします。

対象期間:令和3年1月16日(土)から2月7日(日)まで(予定)

対象施設:西日本総合展示場(新館・本館)、北九州国際会議場

### < 利用条件 >

#### 1. 利用者数の制限

- ・最大定員は原則として下記のとおりとなります。
- ・イベント・催事については5,000人以下かつ、収容定員の50%を上限とします。
- ・当施設(展示場・会議室)の最大定員については、**別紙1:西日本総合展示場・北九州国際会議場 / 最大定員数**のとおりとなります。
- ・最大定員は主催者側の人数も含めます。
- ・最大定員は、同時に利用する人数とします。
- ・今後のウイルスに対する知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、見直すことがありますのでご注意ください。

#### 2. **別紙2:会議室・展示場施設における感染防止対策の徹底について【チェックリスト】**

- の確認及び誓約をいただきます。
- ・「基本的感染症対策」及び「新しい生活様式の実践例」に基づき、利用者にて十分な感染症対策への取り組みを行っていただくことが施設利用の条件となります。